

# 審 査 報 告 書

申請者： 多田 實道  
学位の種類： 博士（文学）（乙）  
題目： 伊勢神宮神仏習合史の研究

## （1）論文の特色

伊勢の神宮やその祠官たちの間に、如何なる神仏習合現象が存在したのか。当該分野の研究は、神宮における仏教禁忌（実際は、祭祀、儀礼の場における神仏隔離の原則）の印象が強いせいか、著しく停滞していた。本論文はこうした未開拓ともいうべき分野の実態解明に努めたものである。

神宮側に遺された諸史料を中心に、実証的検証を進めた結果、特に内宮において神仏習合が進展していた事実を発見することができた。なかでも、室町～戦国時代の内宮には、法楽寺院を支配化に組み込もうとする形跡が認められた。神仏習合の進展により、神社に対する寺院の影響力が増大した例や、僧侶が官僧として神主の上に位し、神社を支配したという例は枚挙にいとまがないが、反対に神社（神主）が寺院（僧侶）を支配したという例はほとんど知られていない。ところが神宮（内宮）は実に6ヶ寺を管轄下においていたのである。これは神社が寺院を支配した例であり、特筆すべきものと言えよう。

## （2）論文要旨

### 第1章 奈良～平安時代の神宮と仏教

#### 第1節 伊勢大神宮寺について

我が国における神仏習合の濫觴は、奈良時代の神宮寺建立である。それが皇室の祖先神を奉斎する神宮にも波及した。伊勢大神宮寺である。文献史料のみならず考古学の成果も援用して考察した結果、神郡である度会・多気郡の境界帯上に、外宮の大神宮寺（四神田廃寺・天平神護二年〔766〕）と、内宮のそれ（逢鹿瀬寺・神護景雲元年〔767〕）の2ヶ寺が存在したとの結論に達した。その創建は時の権力者道鏡の主導によるものと考えられている。彼の失脚後、右大臣大中臣清麻呂を中心とする神祇官人達により排斥され、両寺とも創建後僅か数年にして神郡外への移転を強いられた。そしてその反動として神宮における神仏隔離の原則が、奈良時代末から平安時代初頭にかけて確立されるに至った。

#### 第2節 伊勢蓮台寺の創建と内宮本地説の成立

この神仏隔離の原則は、神宮祠官達が従事する祭祀・儀礼の場に限定されるものであった。彼らは表向きには仏教を峻拒するも、実は敬虔な仏教信者であった。こうした仏教信仰とその文化を伊勢の地に齎したのは、神宮祭主を世襲した大中臣氏であり、そしてその始まりは、鼓岳山蓮台寺（現伊勢市勢田町内）の創建であったと指摘されている。そこで同寺の創建が、神宮のひいては我が国の神仏習合史上において如何なる影響を及ぼしたのか検討を試みた。その結果、10世紀末、天照大御神の本地を観世音菩薩に配する説が、蓮台寺の住侶（達）によって編み出されたこと、この内宮本地説がやがて十一面観音説と救

世観音説に分化した点等を指摘することができた。

### 第3節 「大神宮祢宜延平日記」について

11世紀後半の内宮祢宜荒木田延平は「大神宮祢宜延平日記」なる一書を著した。『東大寺要録』に引用されて遺るその逸文を検討する限り、上記は筆者延平の思索が随所に反映された、いわゆる偽書であったと考えられる。彼は奈良時代における八幡神の託宣を下敷きに天照大御神が東大寺の創建を助けたとする説話を創作した。そのなかに彼が勘案したと思しき内宮本地＝大日如来＝盧舎那仏とする本地垂迹説や、祠官たちが仏教を信仰しつつ神宮に奉仕することを肯定する託宣を盛り込んだ。延平は神宮祠官初の神仏習合説を提唱した神主として位置付けられよう。

これら延平の所説は、鎌倉時代初頭の東大寺再建時に再評価された。文治2年(1186)2月、東大寺大仏殿の巨材確保に行き詰まった大勧進の俊乗房重源は内宮に参籠した。その際示現したとされる神告に基づき、僧綱以下60名の僧侶による大般若経の転読供養等が奉納されることに決まった。重源以下東大寺の高僧達は『東大寺要録』所引の「大神宮祢宜延平日記」からその着想を得たようである。また、建久6年(1195)3月12日の東大寺大仏殿供養に際しては、上記の例に則り伊勢公卿勅使が発遣されることに決まった。偽書「大神宮祢宜延平日記」が後世に及ぼした影響は決して小さくなかったと言えよう。

## 第2章 鎌倉時代の神宮と仏教

### 第1節 俊乗房重源の参宮

東大寺衆徒による神宮法楽は、文治2年4月のほか、建久4年(1193)と同6年(1195)4月にも奉納されている。いずれも重源の発願によるものであったが、この3回の神宮法楽において、重源がいずれも参宮したのか否かは、学説の分かれるところである。関連史料を改めて精査した結果、彼の参宮は文治2年2月の一度きりということが判明した。

### 第2節 俊乗房重源と内宮一祢宜荒木田成長

文治2年4月の神宮法楽においては、時の内宮一祢宜荒木田成長が種々関与していた可能性が高い。同年2月の神託とこの神宮法楽は、重源と成長が結託して創作・企画したものであろうこと、成長の真の狙いは自身の従三位への叙位や禁色の恩許にあった点等であると考えられる。

### 第3節 内宮祠官荒木田氏による神道説の形成

荒木田成長の家系は、仏教信仰や神仏習合説のみならず、内宮の故実をも代々継承した家柄であった。彼が同族の元満と親交を深めたことにより、成長家の伝統が元満家の氏良・延季父子等にも伝播したようである。彼ら元満・成長両家の祢宜達による弛まぬ思索・工夫の結果、13世紀後半の鎌倉時代後期に彼等独自の神道説が形成されるに至った。神宮の神道説といえば、外宮祠官度会氏による所説が有名である。内宮祠官荒木田氏は度会氏の如く神道書を遺してはいないものの、確乎たる神道説を形成していた。

### 第4節 伊勢神道と戒律

荒木田成長・成良さらに氏良・延季あたりが内宮祠官中、教学面での中心人物であり、その研究成果は度会憲継を介して外宮祠官度会氏にもたらされたのではないかと、との見解がある。たしかに荒木田氏には『梵網経』を重んじる思想がみられる。ただ、伊勢神道の大成者として知られる度会行忠もまた『梵網経』を極めて重視しており、その研究を通じ

て理解した戒律の基本を自らの神道説の構築に反映させた形跡がみられる。「伊勢神道＝度会神道・外宮神道」といった単純な図式は見直す必要があろう。

#### 第5節 鎌倉時代の神宮法楽寺院－伊勢大神宮寺の中世的変容－

重源の参宮と東大寺衆徒による神宮法楽は、神仏隔離の原則に加えて、私幣禁断という厳しい網の目を潜って奉納された点でも劃期的であった。神宮の私祈祷には法楽という方法があること、そしてそれは大仏殿再建が成就する程靈験あらたかであるとする認識が公家社会に弘まった。西園寺実氏もその影響を受けた一人で、建長6年(1254)2月、内宮近隣に般若蔵を創建した。ここにおいて初めて、神宮法楽を専門とする寺院が成立する。その後鎌倉時代中期から後期にかけて、5つの神宮法楽寺院(①般若蔵・②菩提山・③太神宮法楽寺・④内宮法楽舎・⑤外宮法楽舎)が誕生した。上記の5ヶ寺は、奈良時代における伊勢大神宮寺の特徴をほぼ具備している。これを伊勢大神宮寺の中世的変容と呼ぶ。これらの神宮法楽寺院は、当時の朝廷を反映して、持明院統(①②)と大覚寺統(③④⑤)とに分かれ、各別の祈祷が勤行されていた。その組織化と法楽の一体的運用を試みたのが、伏見天皇(持明院統)であった。とりわけ永仁2年(1294)2月の異国降伏祈願では、神宮法楽寺院においても祈祷を行うこととなり、祭主がその総責任者とされた。これは法楽が公式行事として神宮祭祀の一環に組み込まれたことを意味する。

### 第3章 南北朝～戦国時代の神宮と仏教

#### 第1節 南北朝時代における禅僧の伊勢信仰と外宮祠官

臨済宗法燈派の孤峰覚明が伊勢信仰を有しており、それが彼に参じた禅僧達に伝播したと考えられる。南北朝時代における禅僧の伊勢信仰には、無著と員行(権祢宜か)や別峰と四祢宜貞昌等、外宮祠官度会氏との密接な関係が確認できた。

#### 第2節 南北朝～室町時代初期の神宮法楽寺院

祭主を総責任者とする神宮法楽の制度は、南北朝時代、祭主および醍醐寺三宝院門跡管轄のもと、太神宮法楽寺を頂点として営まれる体制へと移行する。三宝院賢俊が構築したこの体制は、その後の動乱で一時退転するも、応永2年(1395)、足利義満の猶子満済が三宝院門跡に就任したことで、彼による装いも新たに復活した。そして同32年(1425)以降、足利義持が二宮法楽舎における年28日間の特別参籠勤行を恒例化した。これは神宮法楽の靈験を確信したためであった。

#### 第3節 内宮建国寺の成立

義持は新たな神宮法楽寺院である内宮建国寺を創設する。内宮を篤く信仰した足利義持は、応永33年(1426)、元々祭主の氏寺(禅宗)であった建国寺を内宮建国寺と改称した上で、ここに内宮へ寄進した一切経を安置するよう命じた。この一切経を基に、神宮法楽を勤行するためである。さらに正長2年(1429)には、足利義教が転法輪蔵を寄進し、神宮法楽を毎日欠かさず勤行するよう命じた。こうして内宮建国寺は、室町幕府の内宮専門法楽所となった。当寺の一切経は、内宮に寄進したものであるため、その管理・運用責任者は、内宮一祢宜とされた。また、当寺を運営するための所領は、神宮領荘園であった。さらには当寺の寺僧や伽藍までもが、内宮祢宜庁の強い管轄下に置かれていた。神主が統括した内宮建国寺は、我が国のみならず、世界の仏教史上においても、極めて特異な存在であったと位置付けられよう。

#### 第4節 室町時代の神宮と仏教

内宮建国寺創建以降、内宮祠官たちは、法楽を神宮祭祀の一環として認識するようになった。そのため、彼らは法楽を積極的に受容し、擁護するようになった。こうした姿勢は、外宮祠官にも見られる。上記の諸事実は明らかに、神宮における神仏習合化の進展を示すものといえる。しかし室町時代において、上記現象が確認できるのは両宮神域外であって、正宮を中心とする神域内では、神仏隔離が厳密に守られていた。

#### 第5節 戦国時代の神宮と仏教

戦国時代になると、僧侶による神宮崇敬の風潮が益々盛んとなる一方、乱世にあつて経済的に逼迫したであろう内宮側は、彼らの奉納する初穂を一助とすべく、様々な祈願・要望にも応えるようになった。なかには、内宮一祢宜と思しき祠官が、神祇的呪物である神灰に光明真言を書き添えよ、とまで指示している例がある。そして同時代後期になると、僧籍にあることを詐って、祢宜に就任する者が現れた。これは明らかに、祭祀・儀礼の場における神仏隔離に抵触するものである。奈良時代末以来守られてきたこの原則は、とうとう破綻するに至った。またこの時代になると、表向きには仏教色を隠さなければならないものの、裏では、仏や菩薩を天照大御神の仮の姿として仰ぎ奉ることこそ神宮の規範であるとする、神本仏迹（反本地垂迹）説が登場する。以上の諸点を勘案するに、戦国時代は、神宮における神仏習合が高度に展開した時代であったと、位置付けてよいであろう。

#### 第6節 内宮の法楽寺院支配

醍醐寺三宝院満濟によって復興された、太神宮法楽寺を頂点とする神宮法楽の体制は、戦国時代以降、次第に衰退したものである。法楽を神宮祭祀の一環として認識していた内宮祠官たちにとって、近隣の神宮法楽寺院が凋落してゆくのは、黙視し難かったに相違ない。そのため、その一つである菩提山の支配に乗り出した。また、もう一つの近隣法楽寺院である内宮法楽舎に関しても、永正10年（1513）には、内宮庁の管轄下に置いていたようである。内宮祢宜庁が、これらの神宮法楽寺院を支配したのは、宗教的使命感によるものであったと思われる。ところが、大福田寺（現桑名市大福）や新福寺（現亀山市野村）に関しては、東海道の要衝に位置し、しかも創祀以来の根本神領内に所在する。内宮祢宜庁によるこれら両寺の支配は、その所領経営の一環でもあったと考えられる。

このように、室町～戦国時代の神宮（内宮）には、神宮法楽寺院を支配下に組み込むという特異な形跡が認められる。中世において、神仏習合化の進展により、神社に対する寺院の影響力が増大した例や、僧侶が宮僧として神主の上に位し、神社を支配したという例は枚挙に暇がない。ところがこれとは逆に、神社（神主）が寺院（僧侶）を支配したという事例は、寡聞にして知らない。しかも神宮（内宮）においては、管見の限り、実に6ヶ寺をも支配下に置いていたのである。この点は、我が国の宗教史上においても、特筆すべき事実であろう。しかしながら、内宮建国寺は、長享3年（1489）に一切経を焼失したことで、室町幕府内宮専門法楽所としての役目を終えた。他の神宮法楽寺院においても、享祿3年（1530）を最後に、神宮関係史料上から姿を消す。内宮庁は、時代の混乱に乗じて、衰退する神宮法楽寺院の支配を試み、或る程度は成功した。しかし、混乱が深まるにつれて、その支配も次第に叶わなくなっていったものと考えられる。

### (3) 審査結果の要旨

多田氏の論文は、神宮側に遺された諸史料を中心に、伊勢の神宮やその祠官たちの間にはどのような神仏習合現象が存在し、彼らは神域内に位置する6ヶ寺の法楽寺院をどのように支配下においたのかという点を解明したのものである。その内容は極めて限定された地域ではあるが、資料を丁寧に読み込んで、慎重に論を進めている点は評価できる。特に今まであまり注目されなかった内宮の荒木田氏の動向を、中央の政界や東大寺などの有力寺院の活動と関連させながら、奈良時代から戦国時代にいたるまで時代ごとに細かく検証したことは多田氏の論文の大いに賞賛すべき点であろう。

ただ、多田氏に今後もう少し研究を深めてほしい点を列挙すれば以下のようなことになる。

第1に、「神仏習合」という概念を従来の解釈で理解し、特段の論考を加えていないのは少し気にかかる。神仏習合が平安時代の本地垂迹説で頂点に達する思想的な側面とすれば、それ以降、特に蒙古襲来時に神宮法楽寺院での僧侶による祈祷は天照大神のためのものであり、それを神仏習合という概念で解釈するのが妥当かどうか今後の検討を待ちたい。

第2に、内宮の荒木田氏の動向に本論文は精力を費やしているが、外宮の渡会氏と対比させた叙述が少ない点も気にかかる。京都の公家社会、中央の仏教会の動きとも関連させながら、論を進めるともっと読み手の興味を惹くのではないかと考えられる。

第3に、「神仏隔離」の言葉の使用法である。これは明治以降の「神仏分離」に対して、それ以前の仏教的なものを忌むという思想を表現したものである。この神仏隔離の原則は奈良時代末以来しっかり守られてきたが、戦国時代になると破綻した、というのが多田氏の説である。この点に関して、この隔離の原則を伊勢神宮の神官たちは、神域という場の関係上、特にこの隔離の原則を守ってきたであろうが、中央の公家社会では当初からそれほど厳密ではなかったのではないかと推察される。

第4に、本論文は戦国時代で終わっており、その後どのように展開していったのか、論を進めていくべきであると感じられる。

第5に、『梵網経』と度会氏、荒木田氏との関係に関して、仏教の戒律を両氏は「清浄」の観念を単に補強するだけに持ち込んだのか、あるいはこの戒律を利用して、どのように自身の思想を再構築したのか、いまだ少し深堀して欲しい。当時の真言律宗の僧、叡尊の戒律観との違いなどにも論考を深めて欲しい。

第6に、神宮法楽寺院の時代ごとの変遷、さらに地図上での位置の確認があれば、読み手のより一層の興味を惹くものであると感じられる。

第7に、第3章第1節の南北朝時代の臨済宗法燈派の孤峰覚明の伊勢信仰は本論文全体の流れに違和感を覚えるので、省略しても良いように感じられる。

### (4) 口述試験および語学試験の結果

平成29年9月29日(金)午後1時20分から2時50分にかけて、語学試験(英語・漢文)の筆記試験を実施した。さらに同日、午後3時10分から4時40分にわたって、文学部宗教文化学科共同研究室にて、審査委員4名は、論文提出者の多田實道氏に対して、論文内容に関する試問を行った。各委員の質問に対して、論文提出者からは適切な解答を得た。

## (5) 結論

以上の審査結果に基づき、多田實道氏の本論文は、愛知学院大学学位規則第3条第3項により、博士（文学）の学位を受けるに値すると判断し、本学位請求論文を合格と判定した。

平成29年9月29日

### 審査委員

主査 愛知学院大学教授 引田弘道

副査 愛知学院大学教授 伊藤秀憲

副査 愛知学院大学教授 林 淳

副査 皇學館大学教授 河野 訓